

鶴岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項の規定により設置する鶴岡市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立の確保その他円滑かつ適正な運営を図り、介護保険サービスが総合的効率的に提供されるよう、鶴岡市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する

- (1) センターの設置等に関する事項に関すること。
- (2) センターの運営及び評価に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他運営協議会が必要と認める地域包括ケアに関すること。

(委員)

第3条 運営協議会の委員は、介護保険運営協議会（鶴岡市介護保険条例（平成17年鶴岡市条例第137号）第11条に規定する介護保険運営協議会をいう。以下同じ。）の委員及び地域包括支援センターの職員をもって充てる。

2 委員の任期は、介護保険運営協議会の委員としての任期による。

(組織)

第4条 運営協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 運営協議会に関する庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日において、第3条第2項に規定する委員については、当分の間「鶴岡市高齢者保健福祉計画等作成有識者懇話会」委員を以って充てるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。